

平成30年7月10日

第2回県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会を開催します

平成23年5月に策定した「県立特別支援学校整備計画」等を踏まえ、今後の特別支援学校の整備について検討するため、下記のとおり、第2回検討会を開催します。

記

- 1 日時 平成30年7月17日(火) 14時30分～16時00分
- 2 場所 甲佐高校視聴覚教室(商業・家庭科棟2階)
(上益城郡甲佐町横田327番地)
- 3 議事
 - (1) 会議の公開・非公開について
 - (2) 具体的対策に係る協議について
 - (3) その他
- 4 その他
 - 検討会は原則として公開を予定しています。ただし、開示しないことに合理的な利益がある「不開示情報」に該当する事項について審議等を行う場合、一部非公開となることがあります。
 - 傍聴者の受付を14時から14時20分まで行います。定員は10人で、傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - 委員は学識経験者等8人です。
 - 検討会は、12月までに5回程度開催する予定で、年度末までの整備計画改定を目指します。
 - その他、別添「県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会設置要綱」を参照ください。

問合せ

教育庁教育指導局特別支援教育課

古林、槇原 内線6643

直通096-333-2676

県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会設置要綱

(目的)

第1条 県立特別支援学校整備計画（平成23年5月策定）及び「県立特別支援学校整備計画」第1次実施計画（平成27年3月策定）（以下「現計画」という。）を踏まえ、現計画の改定に向けた検討を行うため、「県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、熊本県教育長（以下「教育長」という。）の依頼により、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 現計画策定後に生じた課題の把握に関すること。
- (2) 対策の検討に関すること。
- (3) 現計画改定案の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、県立学校長、保護者、市町村教育委員会、県議会及び民間企業・団体の中から教育長が委嘱する。

- 2 検討会には委員の互選により、会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長は会務を総括し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 検討会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庁内連絡会議等)

第5条 検討会の事務を補助するため、庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）及び作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、別表1に掲げる県庁内関係課長等をもって、部会は、別表2に掲げる県庁内関係班長等をもって組織する。
- 3 連絡会議に議長を、部会に部会長を置き、議長は熊本県教育指導局長をもって、部会長は熊本県教育庁特別支援教育課施設整備班長をもって充てる。
- 4 連絡会議は議長が、部会は部会長が招集し、主宰する。
- 5 議長又は部会長が必要と認めるときは、連絡会議委員又は部会委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 6 連絡会議委員又は部会委員は、やむを得ない理由がある場合には、代理の者を会議に出席させることができる。

(任期)

第6条 検討会委員、連絡会議委員及び部会委員（以下「委員」という。）の任期は第1回会議開催日から平成31年3月31日までとする。

2 委員が任期中に欠けた場合は、補欠の委員を選任することができるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 検討会、連絡会議及び部会の庶務は、熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会又は部会（以下「検討会等」という。）の運営に関し必要な事項は、会長又は議長が検討会等に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

庁内連絡会議

		役職	備考
1	教育庁	教育総務局長	
2		教育指導局長	議長
3		特別支援教育課長	
4		教育政策課長	
5		学校人事課長	
6		施設課長	
7		高校教育課長	
8		義務教育課長	
9	知事公室	政策調整審議員	
10	総務部	財政課長	
11		財産経営課長	
12	健康福祉部	障がい者支援課長	
13	土木部	営繕課長	

別表 2 (第 5 条関係)

作業部会

		役職	備考	
1	教育庁	特別支援教育課 施設整備班長	部会長	
2		特別支援教育指導班長		
3		教育政策課 教育企画班長		
4		学校人事課	総務係長	
5			県立学校人事班長	
6		施設課	施設管財係長	
7			技術係長	
8			高校教育課 高等学校教育指導係長	
9		義務教育課 義務教育指導係長		
10	知事公室	知事公室付 教育庁担当		
11	総務部	財政課 予算班長		
12		財産経営課 ファシリティマネジメント推進班長		
13	健康福祉部	障がい者支援課 発達障がい・療育支援班長		
14	土木部	営繕課 計画調整班長		